

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	3	府省庁名	文化庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>あらゆる人々が文化芸術に触れられる地域の文化拠点の持続的な活動を支えるため、障害者等に対応した劇場・音楽堂等（改修実演芸術公演施設※）に係る課税標準の特例について、令和4年3月31日までとされている期限を延長するとともに、減税額等を拡充し、要件を満たす民間の劇場・音楽堂等の土地・建物を恒久的に2分の1減額する特例措置の対象とする。</p> <p>※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第17号に規定する特別特定建築物であり、主として「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する利便性等向上改修工事が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>あらゆる人々が文化芸術に触れられる地域の劇場・音楽堂等の持続的な活動を支えるため、本措置の延長及び特例措置の拡充等（工事費に係る控除上限（5/100）を撤廃、減税額の拡充（1/3→1/2）、措置の恒久化、建築物移動等円滑化誘導基準と同等の対応をソフト面で行うものを認めるための基準の弾力化）を行う。</p>		
関係条文	〔 地方税法第348条、第702条の2、附則第15条の11 〕		
減収見込額	[初年度]	－ (－)	[平年度] ▲50 (▲3)
	[改正増減収額]	－	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間事業者が設置する劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進することにより、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を享受できる環境の整備を推進し、共生社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①公益性の有無</p> <p>文化芸術の振興の観点から、障害者対応に限らず、すべての劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例措置を講じたいところであるが、公共の福祉の増進に資するバリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に示された水準でバリアフリー化に対応している施設は、より一層高い公益性が認められることから、当該要望をするものである。</p> <p>②政府関与の合理性</p> <p>文化芸術基本法において、「国は、障害者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備など必要な施策を講ずる」こととされ、また、障害者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性を確保し、公共の福祉の増進に資する観点から、政府として制度上の措置を講ずる必要があり、政府関与の合理性が認められる。</p> <p>③国と施設設置者の役割分担の適切さ</p> <p>国は、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動のできる環境の整備を推進する観点から、制度上の措置を講じ、施設設置者は、施設の維持・管理運営をするものであり、その役割分担は適切であると認められる。</p> <p>④民営化・外部委託の可否</p> <p>本要望は、民間事業者が設置する劇場、音楽堂等を対象としているため、該当しない。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○文化芸術基本法（平成13年法律第147号） ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。（第2条第3項関係） ○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号） ・国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（第10条第2号関係）
	政策の達成目標	障害の有無に関わらず、あらゆる人に対して文化芸術活動を享受できる環境を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	あらゆる人々が文化芸術に触れられる地域の劇場・音楽堂等の持続的な活動を支えるため、恒久的な措置を要望する。
	同上の期間中の達成目標	障害の有無に関わらず、あらゆる人に対して文化芸術活動を享受できる環境を確保する。
	政策目標の達成状況	現在のところ適用実績はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	3施設（2021年8月時点） なお、300席以上を有する民間の劇場・音楽堂は96施設（平成30年度社会教育統計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、あらゆる人々が文化芸術に触れられる地域の劇場・音楽堂等の活動を持続可能なものとし、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を享受できる環境が醸成される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（令和4年度要求額 2,430百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助金は、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を予算措置により支援するものであり、劇場・音楽堂等の施設のバリアフリー化を目的とするものではない。
	要望の措置の妥当性	劇場・音楽堂等のバリアフリー化を図るなど公益性のある一定の基準を満たす民間事業者に対し、広くインセンティブを与え、障害者に対応した劇場等の設立・整備を促進することにより、障害者の文化芸術活動の機会の拡大が図られる。また、地域の劇場・音楽堂等が障害者に優しい文化拠点へと再生し、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動を享受できる環境が醸成されることになる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境を確保する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う催物の開催制限等の影響により、劇場等の事業収入は約7割減少しており、飲食店（-27%）、宿泊（-37%）等の他の業種と比較しても影響が甚大となっている（※）ことに加えて、将来の見通しが立たないため、企画されていた改修工事の多くが計画見直しとなり、現在のところ適用実績はない。</p> <p>※ 2020年度の事業収入減少率（2019年度との比較）。公益社団法人日本芸能実演家団体協議会調べ。</p> <p>また、計画見直しを行う事業者等に聞き取りを行った結果、改修工事を行う場合、音響効果を重視する等の劇場・音楽堂等施設の特徴が、建築物移動等円滑化誘導基準の適用を困難としており、ソフト面での対応で、建築物移動等円滑化誘導基準に定めるハード面での対応と同等の効果を達成しようとしていることが明らかになった。</p>
これまでの要望経緯	平成30年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の創設 令和2年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長